



経済・府政記者クラブ同時資料配付
京都労働局
平成27年7月31日
午後5時解禁

担	京都労働局労働基準部 監督課長 岡嶋 静 (Tel 241-3214 内線210)
当	健康安全課長 前田 瑞恵 (Tel 241-3216 内線220)

京都労働局における文書の誤廃棄について

京都労働局（局長 森川善樹）は、労働基準部における個人情報を含む文書の誤廃棄について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 概要

京都労働局管下の各労働基準監督署（以下「署」という。）において、保存期間 30 年とされているアスベスト関連事業場に係る監督指導及び安全衛生指導に係る復命書（以下「復命書」という。）のうち、平成 17 年度～平成 21 年度の一部を誤廃棄していたことが判明した。

2 事実経過

- 平成 27 年 7 月 7 日、舞鶴署において、書庫内の文書の点検を行ったところ、保存期間 30 年（保存期間満了後は当面廃棄しない。）とされているアスベスト関連の監督復命書のうち、平成 21 年度以前の一部について誤廃棄していたことが判明した。
- 舞鶴署からの報告を受け、京都労働局は他の 6 署に対して、アスベスト関連事業場に係る復命書の保存状況について点検を指示したところ、平成 17 年度～平成 21 年度のアスベスト関連事業場に係る復命書の一部について、舞鶴署と併せて合計 235 件を誤廃棄していたことが判明した。

3 発生原因等

京都労働局では、監督復命書の保存期間は 5 年、安全衛生指導復命書の保存期間は 3 年と取り扱っているが、アスベスト関連の復命書については、平成 17 年以降、アスベスト関連文書として行政文書ファイルを別途作成し、保存期間を 30 年（保存期間満了後は当面廃棄しない。）として管理すべきであったにもかかわらず、この対応が徹底されておらず、アスベスト関連の復命書の一部が、他の復命書と同様の保存期間で廃棄が行われていたことによる。

4 再発防止対策

- 平成 27 年 7 月 23 日に労働基準部長名の通達を各署長あてに発出し、アスベスト関連の行政文書を独立したファイルに区別した上、保存期間が 30 年であり、当面廃棄を行わない文書であることを分かりやすく明示すること、また、この取扱いが確実に引き継がれるよう管理者において注意すること等を指示した。
- 京都労働局幹部が平成 27 年 7 月 9 日から 7 月 29 日にかけて各署及び公共職業安定所を巡回指導し、本事案の周知と適正な文書管理の実施を署所の職員に指示した。
- 京都労働局においては、平成 27 年 8 月 6 日に臨時の署長会議を開催して、本事案の周知と厳格な文書管理の徹底を指示する予定である。